

## 令和 7 年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,023 千円を追加し、既提出額 10,325 千円を含め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 170,704,481 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額		計
			既 提 出 額	今 回 提 出 額	
2 国 庫 支 出 金		48,597,150	0	272	48,597,422
	2 国 庫 補 助 金	21,055,249	0	272	21,055,521
7 繰 入 金		15,540,521	△2,675	1,750	15,539,596
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,060,521	△2,675	1,750	11,059,596
9 諸 収 入		202,558	0	1	202,559
	4 雜 入	202,558	0	1	202,559
歳 入 合 計		170,692,133	10,325	2,023	170,704,481

## 歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額		計
			既 提 出 額	今 回 提 出 額	
1 総務費		98,506	△2,675	1,785	97,616
	1 総務管理費	84,224	△2,675	1,750	83,299
	3 保険者機能強化事業費	13,789	0	35	13,824
9 保健事業費		174,293	0	238	174,531
	1 保健事業費	174,293	0	238	174,531
歳 出 合 計		170,692,133	10,325	2,023	170,704,481

令和 7 年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 68 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,655 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額		計
			既提出額	今回提出額	
2 業務勘定収入		1,343	0	68	1,411
3 諸 収 入		1,190	0	68	1,258
歳 入 合 計		1,587	0	68	1,655

## 歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額		計
			既 提 出 額	今 回 提 出 額	
1 農 業 改 良 資 金		1,587	0	68	1,655
	2 業 務 勘 定	1,343	0	68	1,411
歳 出 合 計		1,587	0	68	1,655

令和 7 年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
収 入				
第 1 款 流域下水道事業収益	9,103,303 千円	7,450 千円	5,213 千円	9,115,966 千円
第 1 項 営 業 収 益	4,619,733 千円	1,907 千円	519 千円	4,622,159 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	4,163,659 千円	5,543 千円	4,694 千円	4,173,896 千円
支 出				
第 1 款 流域下水道事業費用	9,142,516 千円	208,380 千円	5,213 千円	9,356,109 千円
第 1 項 営 業 費 用	8,629,448 千円	6,167 千円	5,213 千円	8,640,828 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,381 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3,381 千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
収 入				
第1款 資本的収入	2,837,216 千円	△1,999 千円	1,064 千円	2,836,281 千円
第1項 企 業 債	460,800 千円	△164 千円	1,064 千円	461,700 千円
支 出				
第1款 資本的支出	2,838,099 千円	491 千円	1,072 千円	2,839,662 千円
第1項 建設改良費	1,626,260 千円	△164 千円	1,072 千円	1,627,168 千円
(企業債の補正)				

第4条 企業債を次のとおり補正する。

補	正	前
起債の目的	限度額	起債の方法
建設改良費	460,800 千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他

利 率 債 還 の 方 法

年 10% 以内 起債日から 30 年以内 (据置期間を含む。) の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

補 正 後

既 提 出

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	460,636 千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年 10%以内 (ただし、利率見直しは、当該見直し後の利率)	起債日から 30 年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

今 回 提 出

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	461,700 千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年 10%以内 (ただし、利率見直しは、当該見直し後の利率)	起債日から 30 年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

った後にお  
いては、当  
該見直し後  
の利率)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職 員 給 与 費	218,801 千円	6,003 千円	6,285 千円	231,089 千円

令和7年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支 出				
第1款 工業用水道事業費用	2,822,966 千円	△10,784 千円	8,779 千円	2,820,961 千円
第1項 営 業 費 用	2,724,679 千円	△10,784 千円	8,779 千円	2,722,674 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職 員 給 与 費	298,894 千円	△10,919 千円	8,779 千円	296,754 千円

令和 7 年度福島県立病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度福島県立病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
収 入				
第 1 款 病 院 事 業 収 益	8,867,332 千円	58,673 千円	89,594 千円	9,015,599 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	5,952,006 千円	240,367 千円	89,594 千円	6,281,967 千円
支 出				
第 1 款 病 院 事 業 費 用	8,894,839 千円	65,652 千円	107,373 千円	9,067,864 千円
第 1 項 医 業 費 用	8,729,441 千円	65,652 千円	107,373 千円	8,902,466 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職 員 給 与 費	4,482,566 千円	57,682 千円	107,373 千円	4,647,621 千円